

ふくし百選 デイサービス金沢
(指定地域密着型通所介護・介護予防型通所介護)

運営規程

(事業の目的)

第1条 北電産業株式会社が開設するふくし百選 デイサービス金沢（以下「事業者」という。）が行う指定地域密着型通所介護・介護予防型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要支援・要介護状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者の従業者は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 事業対象者・要支援・要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮いたします。
 - 二 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の提供、その他必要な援助ができるよう配慮いたします。
 - 三 利用者の自立支援と日常生活の充実に資するように複数の種類のトレーニング機器などを準備し、その項目の選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練が実施できるよう配慮いたします。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携に努めるものといたします。

(事業者の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ふくし百選 デイサービス金沢
- 二 所在地 石川県金沢市窪七丁目 271 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護職員と兼務）
 - ・従業員の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
 - ・従業員に法令などの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
- 二 生活相談員 1名以上
 - ・利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、機能訓練などの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容などを記載した地域密着型通所介護計画・介護予防型通所介護計画（以下「個別サービ

ス計画」という。) 計画書を作成するとともに利用者への説明を行い、同意を得ます。

- ・利用者へ個別サービス計画を交付します。
- ・地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスの実施状況の把握および個別サービス計画の変更を行います。
- ・利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練に関する相談および援助などを行います。
- ・利用者について、個別サービス計画に従ったサービスの実施状況および目標達成状況の記録を行います。

三 介護職員 1名以上

- ・個別サービス計画に基づき、必要な介護業務を行います。

四 看護職員 (利用者10名以下の為、必要としない)

看護職員は、各利用者のバイタルチェックと心身状態の把握を行う。

尚、事業者の看護職員が休暇などで不在の場合は、「ふくし百選 看護サービス」と適切な連携を図ることで看護職員が確保されているものとする。連帯の看護職員は、各提供時間帯の利用者に対するデイサービスからの情報、介護記録、健康管理状態(バイタルチェック)の確認と心身状態の観察を行う。また事業者に必要な指示ができる連絡体制などを確保する。

五 機能訓練指導員 1名以上

- ・個別サービス計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、機能訓練を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12月29・30・31日、1月1・2・3日)を除く。
- 二 営業時間 8時40分 ～ 17時20分 (1日2単位)
サービス提供時間 9時00分 ～ 12時05分
13時30分 ～ 16時35分

(地域密着型通所介護・介護予防通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、以下の通りとする。

地域密着型通所介護・介護予防通所介護 午前の部10名、午後の部10名

(地域密着型通所介護・介護予防通所介護の内容)

第7条 事業者の内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

- 一 生活援助(相談援助)
- 二 送迎サービス
- 三 健康状態の確認

四 機能訓練

(地域密着型通所介護・介護予防型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第8条 厚生労働大臣又は金沢市若しくは野々市市が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

利用者の負担金額は、利用料の総額から9割の保険請求額(1円以下切捨て)を差引いた額となります。ただし、所得の額が政令で定める額以上である第一号被保険者については、介護保険負担割合証に基づきご利用料をご負担して頂きます。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。また、オムツ代やサービスにかかる諸費用等については、費用を別途徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道30キロメートル未満 500円

二 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道30キロメートル以上1,000円

3 第1項から第2項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、金沢市、野々市市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡いたします。

(非常災害対策)

第12条 事業者の災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者) 職 氏名 丹羽 一登

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備しそれらを定期的に従業員に周知します。

定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期 毎年 2 回 4月・10月

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 13 条 通所介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスにおいて感染症が発生、またはまん延しないように必要な措置を講じます。

(個人情報の保護)

第 14 条 利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録は、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止します。

管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、訂正等を行います。

開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。

(秘密保持等)

第 15 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(苦情処理)

第 16 条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 17 条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ること。

- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業者は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、北電産業株式会社が開設するふくし百選 デイサービス金沢と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(運営推進会議)

第20条 地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の開催は、概ね6ヵ月に1回とする。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び本事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、市職員並びに地域密着型通所介護について知見を有する者としします。
- 4 運営推進会議の報告、評価、要望、助言について記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

附 則

1. この規程は、平成26年9月1日から施行する。
2. 第9条 通常の事業の実施地域に白山市を追加 (H27.4.1)
3. 第8条 第一号被保険者の負担額を2割にする事項を追記 (平27.8.1)
4. 第4条 四に「ふくし百選看護サービス」と密接かつ適切な連携を図る事項などを追記(平28.2.17)
5. 第6条 一単位の利用定員を10人から20人に変更 (平28.4.1)
6. 第4条 専従の看護職員の業務内容を追記 (平28.4.20)
7. 地域密着型通所介護・介護予防型通所介護の各事業開始に伴い、
第1条(事業の目的), 第6条(地域密着型通所介護・介護予防型通所介護地の利用定員)
第7条(同事業の内容), 第8条(同利用料等及び支払いの方法)に地域密着型通所介護・介護予防型通所介護の用語を追記(平29.2.27)

8. 第1条（事業の目的）

ふくし百選 デイサービス金沢（以下「事業者」という。）

（以下「通所介護従事者」という。）を（以下「従事者」という。）へ変更

9. 第6条（地域密着型通所介護・介護予防型通所介護地の利用定員）

通常規模を地域密着型通所介護・介護予防型通所介護に変更 利用者人数も20名から10名に変更（平 29. 2. 27）

10. 第19条（運営推進会議）を追記（平 29. 2. 27）

11. 介護予防通所介護を介護予防型通所介護に変更

実施区域の白山市を削除

第2条、第4条、第8条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条の内容
変更 （2023. 01. 27）

12. 四 看護職員 （利用者10名以下の為、必要としない）に変更

第18条虐待防止に関する事項を追加

第18条を第19条に第19条を第20条にそれぞれ変更 （2024. 03. 15）